

平成26年8月29日

再就職等規制違反行為に関する件について

総務省は、標記事案について、再就職等監視委員会より国家公務員法第106条の3第1項に規定する求職規制に違反する行為があった疑いがあるとの指摘を受け、同法第106条の17第1項の規定に基づき調査を行ってきたところ、下記のとおり求職規制に違反する行為があったと認められ、再就職等監視委員会に報告を行いました。

記

元本省室長級職員は、在職中の平成21年3月、再就職先である利害関係企業等に当たる法人に対して再就職する意思表示を行ったものと推認され、求職規制に違反する行為があったと認められた。

(在職中、利害関係企業等に対する再就職の約束をすることの禁止規定違反(国家公務員法第106条の3第1項))

【別紙】 国家公務員法第106条の3第1項(在職中の求職の規制)

〔連絡先〕

総務省大臣官房秘書課

担当：熊谷課長補佐、宮川人事第二係長

電話：(直通) 03-5253-5073

(FAX) 03-5253-5079

(別紙)

国家公務員法第106条の3第1項

(在職中の求職の規制)

第106条の3 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。